

(別紙)

「ニュージーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則」(平成5年6月1日5農蚕第3724号農蚕園芸局長通達) 一部改正新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) 別表2の付表第24のニュージーランド産のりんごの生果実(以下「生果実」という。)に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第353号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示4のくん蒸施設及び低温処理施設は、次の条件を満たすものとされている。 (1) くん蒸施設 ア～エ(略) オ くん蒸施設内の果実温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。 なお、測定されたガス濃度の単位をppmからmg/Lに換算する必要がある場合は、<u>くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。</u> (2) (略) 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 ア(略) イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。<u>以下同じ。</u>)が張られている<u>こん包</u>を使用すること。 ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。</u> (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、消毒終了後にこん包される場合、次の条件を満たすものとされている。 ア くん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部には<u>全て網が張られている等、コドリングの侵入を防止するための設備があること。</u> イ 消毒済みの生果実の専用のこん包場所であること。 ウ <u>毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、さらに必要に</u>	植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) 別表2の付表第24のニュージーランド産のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、平成9年3月10日農林水産省告示第353号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設及び低温処理施設は、次の条件を満たしているものとする。 (1) くん蒸施設 ア～エ(略) オ くん蒸施設内の果実温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。 (2) (略) 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)のこん包には、<u>過去に使用されていないこん包及び包装材料を使用するものとし、通気孔を設ける場合には、次のいずれかの条件を満たしているものとする。</u> ア(略) イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものを使用すること。 ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で覆われていること。</u> (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、消毒終了後にこん包される場合、次の条件を満たしているものとする。 ア くん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部には<u>すべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)</u>が張られている等、コドリングの侵入を防止するための設備があること。 イ <u>消毒済みのりんご生果実の専用のこん包場所であること。</u> ウ <u>毎日、使用開始前に内部が殺虫剤で消毒され、さらに、必要に応</u>

応じ消毒が行われること。

3 消毒施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び低温処理施設並びに告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上ニュージーランド植物防疫機関（以下「NZ機関」という。）が行う日本向け生果実のくん蒸施設及び低温処理施設並びにこん包場所の指定のための調査の記録を確認し、調査が的確に行われたことを確認するものとする。

(削る。)

(2) (1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかの方法により行うものとされている。

ア・イ（略）

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上NZ機関と共同して、NZ機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア（略）

イ 低温処理による消毒

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 消毒の開始直前に温度計の示度が正確であるかどうかを確認すること。

(2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上NZ機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について、検査有害動植物、特に火傷病及びコドリングがないことを確認すること。

イ（略）

ウ NZ機関が記録した検査の記録を確認し、検査において検査有害動植物、特に火傷病及びコドリングがなかったことを確認すること。

(3) (1)の確認の結果、消毒が的確に実施されていないと判断されたとき又は(2)の確認の結果、火傷病又はコドリングが発見されたときは、その原因についてNZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。

じて消毒が行われること。

3 消毒施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、消毒施設及びこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、ニュージーランド植物防疫機関（以下「NZ機関」という。）が行う日本向けりんご生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア・イ（略）

4 検査及び消毒の確認

(1) 告示5の消毒の確認は、次により、原則としてNZ機関と共同して、行うものとする。

ア（略）

イ 低温処理による消毒

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 消毒の開始直前及び終了直後に温度計の示度が正確であるかどうかを確認すること。

(2) 告示5の検査の確認は、NZ機関と共同で次により行うものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について、NZ機関が行う検査に立ち会い、検査有害動植物（特に火傷病及びコドリング）が発見されないことを確認すること。

イ（略）

(3) (2)の確認の結果、火傷病が発見され、又はコドリングが付着していた場合には、原因についてNZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の告示5の消毒の確認を行わないものとする。

(削る。) 5 保管 告示4の消毒及び告示3の(1)の検査を終了したこん包は、次の条件の下に保管するものとされている。 (1)～(4)(略) 6 表示 告示7の輸出植物検疫終了の表示は、次の(1)の字句、仕向地の表示は、次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 Cleared by NZ MAF (2) 仕向地の表示 for Export to JAPAN 7 輸入検査 (1) 植物防疫官は、輸入港又は飛行場において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。 (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。 (3) (略) (4) 植物防疫官は、火傷病が発見され、又はコドリングが付着していた場合には、次の措置を講ずるものとする。 ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、火傷病が発見され、又はコドリングが付着していた荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。 イ (略)	(4) 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと及び(2)により検疫有害動植物が付着していないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。 5 保管 4の確認を終了したこん包は、次の条件の下に保管されるものとする。 (1)～(4)(略) 6 表示 告示7の表示は、次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。 Cleared by NZ MAF for Export to JAPAN 7 輸入検査 (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認することにより行うものとする。 (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合若しくは告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) (略) (4) 火傷病が発見され、又はコドリングが付着していた場合には、次により措置するものとする。 ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。 イ (略)
--	--